

第二小学校Webページの制作と公開に関するガイドライン

藤岡第二小学校

(趣旨)

1 このガイドラインは、藤岡第二小学校のWebページを利用した教育活動の有効・円滑な運用を目的として、Web上で配信される電子データを制作・公開する際の手続きなどを定めるものとする。

(Webページ公開の目的)

2 本校児童の活動を保護者並びに地域に公開し、児童の情報発信、情報交流の基盤とし、開かれた学校を実現することを目的として、Webページを公開する。

(管理者)

3 公開するWebページは、学校長がその運営・管理にあたり、その責任を負うものとする。

(Webページの作成)

4 本校のWebページは、第二小学校の教職員が制作にあたる。

(1) Webページの制作は、本ガイドラインに沿って行う。

(2) Webページに児童の意見、作品等を掲載する場合、教師は児童本人及び保護者に対して公開の許可を得たものを使用する。

(個人情報の保護)

5 本校の児童・教職員等の個人に関する情報をみだりに発信してはならない。

(1) 児童の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。特に顔立ちのはっきりとわかる写真、名札が写っている写真は掲載しない。

(2) 児童の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において掲載することができるものとする。

(3) 住所、電話番号、生年月日、その他の個人に関する情報は掲載しないものとする。

(4) 児童本人または保護者から発信内容の訂正や取り消し等の要請を受けた場合、学校長は適切かつ速やかに対処するものとする。

(Webページの公開)

6 本校のWebページ公開は学校長、または学校長の指示により、教頭、教務主任がこれを行う。

(1) 本ガイドラインにある目的からはずれたページは登録を禁止する。

(2) 本ガイドラインにある目的からはずれたリンクをはることを禁止する。

(掲載内容に対する責任)

7 掲載した情報については、学校長が責任をもつ。

(日常の管理)

8 日常の管理は学校長、及び教職員が行う。

(1) 本ガイドラインに沿わない公開データを発見した場合、発見者は直ちに校長に伝える。

(2) 学校長は、公開の停止や当該データの訂正等、適切な処置を行う。

(禁止事項)

9 教育LANの健全な活用を行うため次の行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為。

(2) 企業や商品などの営利を目的とする宣伝行為

(3) 特定の政治・宗教活動に関する行為

(4) 学校の品位を傷つける行為

(5) 虚偽の情報を発信する行為

(6) 他人の名誉を傷つけたり誹謗中傷したりする行為

(7) ネットワークの正常な運用を妨害する行為

(8) その他法令及び規定等に違反する行為

(公開の継続)

10 公開の継続期間は、年度毎とする。

(ガイドラインの明示)

11 本ガイドラインは、Webページ上に明示する。

(1) 本ガイドラインは、毎年、年度当初の職員会議において周知徹底に努める。

(2) 修正の必要が生じた場合は、直ちにガイドラインの修正を行い、修正後は全職員への周知徹底を図り、ただちにWebページ上に明示する。

(著作権)

12(1) 各ページの著作、または公開している作文や作品等に関しては、その著作権は全て、第二小学校が有するものとする。

(2) Web ページ上に、第二小学校の著作権を主張する旨を明記する。

附則

本規定は、平成14年4月1日より施行する。

平成21年11月19日改正